

平成 28 年 3 月 28 日
高知市総務部契約課

人的警備業務委託契約の入札に係る最低制限価格の設定について

日頃は、本市行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成 23 年 4 月 1 日付けで施行した「高知市入札・契約制度基本方針」及び「同推進計画」に基づく入札・契約制度の見直しの一つとして、入札におけるダンピングを防止し適正な業務の履行を確保するため、業務委託における予定価格及び最低制限価格の設定方法等の適正化に取り組んでいます。

また、高知市公共調達条例が平成 27 年 10 月 1 日に施行され、予定価格が 500 万円以上の庁舎等に係る人的警備業務委託契約の受注者に、市が定める基準額（労働報酬下限額）以上の賃金を労務従事者に支払うこと等が義務付けられています。

これらのことから、人的警備業務従事者の雇用・労働条件等の確保を含む契約内容・条件の適正な履行のためには、最低制限価格の設定が必要であると判断し、『高知市業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱』を改正し、平成 28 年 4 月以降に実施する人的業務委託契約に係る入札については、最低制限価格を設定することとしますのでお知らせいたします。

記

- 1 最低制限価格の設定対象
指名競争入札により受注者を決定する案件
- 2 最低制限価格の設定方法
予定価格の 100 分の 60 から 100 分の 80 までの範囲で定めます。
- 3 適用開始日
平成 28 年 4 月 1 日以降に指名通知を行う案件
- 4 最低制限価格の公表
落札業者決定時に、落札者及び落札価格は公表しますが、最低制限価格は公表しません。契約締結後に予定価格及び最低制限価格を入札経過表に記載し、閲覧に付す方法により公表します。